

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

台湾

栄養成分及び栄養強調表示

1. 栄養表示	1
2. 栄養強調表示および健康強調表示	5

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

包装済み食品の栄養表示及び健康強調表示は、台湾の衛生福利部(MOHW)により規制されている。食品安全衛生管理法第 22 条の規定により公布された「包装済み食品の栄養表示に関する規制」は 2014 年 4 月に施行され、2018 年 3 月 31 日に改正された。

台湾におけるすべての包装済み食品は、同法第 23 条の規定に従って MOHW により指定された栄養表示が免除されている食品カテゴリーを除き、中国語で栄養表示をおこなう必要がある。

1. 栄養表示

台湾では、栄養表示が免除されている包装済み食品に関する規制に基づく栄養強調表示のない以下の製品カテゴリーを除く全ての包装済み食品に対して義務的な栄養表示が必要となっている：

- (1) 飲料水、ミネラルウォーター、氷
- (2) 生鮮、冷蔵、冷凍の果物、野菜、肉、鶏肉、卵、液体卵、他の成分を含まないシーフード
- (3) 他の成分や食品添加物を含まない醸造に使用される茶葉、コーヒー、乾燥豆、小麦、その他のハーブや花、果物、及び種子
- (4) 香料に使用される香辛料及び加熱済み包装香辛料
- (5) 塩及び塩代替物
- (6) 他の食品の栄養表示におけるカロリーおよび栄養素含有量が「包装済み食品の栄養表示に関する規制」の基準を満たしている場合、「0」と表示される場合がある
- (7) 企業間取引(B2B)包装済み食品及び食品原材料

1998 年以来、台湾は包装済み製品に対して義務的な栄養表示をいち早く導入した国の 1 つであった。現在、製品の各包装に含まれるサービング数を宣言する必要があり、義務的な栄養表示として、エネルギー、たんぱく質、総脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、炭水化物、糖類、ナトリウムを含む合計 8 種類の栄養素が組み込まれている。他の栄養素の申告は任意となっているが、その栄養素が栄養強調表示の対象である場合には表示することが義務となる。

○ 栄養表示の様式

栄養表示は 2 つの異なる様式で表すことができる。様式(1)及び様式(2)の例を表 1 に記載する。様式(1)では、「1 食(サービング)当たり」と「100 g(100 ml)当たり」を使用し、様式(2)では「1 食(サービング)当たり」を使用し、提供された「基準値の 1 日当たりの割合」をラベルに表示する。そのような値が設定されている場合、ラベルは 1 日当たりの栄養素摂取基準値を規定するものとする(表 2)。

乳児食には様式(1)に従いラベル表示をおこない、錠剤及びカプセルの形態をもつ製品(キャンディー食品を除く)は様式(2)に従いラベル表示をおこなう。垂直型様式を完全に表示することができない場合には、連続水平型様式でラベル表示をおこなうことができる。複数の包装済み食品又は味が同じ栄養素表示で一般的に使用されている場合は、様式を組み合わせ使用することが可能である。さらに、表面積が 100 cm² 未満の製品については、栄養情報を水平型図表形式で順番にラベル表示をおこなうことができる。

表 1: 包装済み食品の栄養表示の例

様式例 (1)

栄養成分		
1 食当たりのグラム(g)(ml) 本包装が含む 1 食当たりの量		
	各サービング (又は 100 ml 当たり)	100 g 当たり
エネルギー量	kcal	kcal
たんぱく質	g	g
脂質	g	g
飽和脂肪酸	g	g
トランス脂肪酸	g	g
炭水化物	g	g
糖類	g	g
ナトリウム	mg	mg
強調表示に関する 栄養素量	g、mg、又は µg	g、mg、又は µg
その他の栄養素量	g、mg、又は µg	g、mg、又は µg

注釈: 100 cm² 未満の表示面積における栄養表示は下記形式に準拠している場合があり、包装容器の目立つ場所にラベルを配置する。

栄養成分
1 食当たりの○グラム(g)(ml)、本包装には○食当たりの量を含む。1 食当たり(100 g 又は 100 ml 当たり): カロリー○kcal (○kcal)、たんぱく質○g(○g)、脂質○g(○g)、飽和脂肪酸○g(○g)、トランス脂肪酸○g(○g)、炭水化物○g(○g)、糖類○g(○g)、ナトリウム○mg(○mg)、強調表示に関する栄養素量○g、mg、又は µg (○g、mg、又は µg)、その他の栄養成分量○g、mg、µg(○g、mg、又は µg)。

様式例 (2)

栄養成分		
1 食当たりに含まれるグラム(g)(ml)、1 切れ、1 錠、又は or 1 粒、1 パック、スプーン1 杯、等 本包装が含む 1 食当たりの量		
	各サービング	1 日当たりの基準値に対する割合(%)
エネルギー量	kcal	kcal
たんぱく質	g	%
脂質	g	%
飽和脂肪酸	g	%
トランス脂肪酸	g	*
炭水化物	g	%
糖類	g	*
ナトリウム	mg	%
強調表示に関する 栄養素量	g、mg、または µg	%または*
その他の栄養素量	g、mg、または µg	%または*

注釈: 1. 1 日あたりの基準値は "*" として表示されない。

2. 1 日あたりの基準値: エネルギー 2,000 kcal、たんぱく質 60 g、脂質 60 g、飽和脂肪酸 18 g、炭水化物 300 g、ナトリウム 2,000 mg、報告されている 1 日当たりの栄養基準値、及びその他の 1 日あたりの栄養基準値

注釈: 100 cm² 未満の表示面積における栄養表示は下記形式に準拠している場合があり、包装容器の目立つ場所にラベルを配置する。

栄養成分

1食当たりの〇グラム(g)(ml)、1切れ、1錠、又は1粒、1パック、スプーン1杯、等。本包装には〇食当たりの量を含む。1食当たり(1日当たりの基準値に対する割合):カロリー〇 kcal(〇%)、たんぱく質〇g(〇%)、脂質〇g(〇%)、飽和脂肪酸〇g(〇%)、トランス脂肪酸〇g(〇%)、炭水化物〇g(〇%)、糖類〇g(〇%)、ナトリウム〇mg(〇%)、強調表示に関する栄養素量(%)、その他の栄養素量(%)。

表 2. 1日当たりのカロリー及びその他の栄養摂取基準値

項目 \ 適正	4歳よりも上 (5歳以上)	1~3歳の年齢区分	妊婦又は授乳婦
カロリー値	2,000 kcal	1,200 kcal	2,200 kcal
タンパク質	60 g	20 g	65 g
脂質	60 g	*	65 g
炭水化物	300 g	*	330 g
ナトリウム	2,000 mg	1,200 mg	2,000 mg
飽和脂肪酸	18 g	*	18 g
コレステロール	300 mg	*	300 mg
食物繊維	25 g	15 g	30 g
ビタミン A ⁽¹⁾	700 µRE	400 µRE	600 µRE
ビタミンB ₁	1.4 mg	0.6 mg	1.1 mg
ビタミンB ₂	1.6 mg	0.7 mg	1.2 mg
ビタミンB ₆	1.6 mg	0.5 mg	1.9 mg
ビタミンB ₁₂	2.4 µg	0.9µg	2.6 µg
ビタミンC	100 mg	40 mg	110 mg
ビタミンD	10 µg	5 µg	10 µg
ビタミンE ⁽²⁾	13 mg α-TE	5 mg α-TE	14 mg α-TE
ビタミンK	120 µg	30 µg	90 µg
ナイアシン	18 mg NE	9 mg NE	16 mg NE
葉酸	400 µg	170 µg	600 µg
パントテン酸	5 mg	2 mg	6 mg
ピオチン	30 µg	9 µg	30 µg
クロム	500 mg	180 mg	410 mg
カルシウム	1,200 mg	500 mg	1,000 mg
リン	1,000 mg	400 mg	800 mg
鉄	15 mg	10 mg	45 mg
ヨウ素	140 µg	65 µg	200 µg
マグネシウム	390 mg	80 mg	355 mg
亜鉛	15 mg	5 mg	15 mg
フッ素	3 mg	0.7 mg	3 mg
セレン	55 µg	20 µg	60 µg

注釈: 1.1日あたりの基準値は"*"として表示しない。

RE とはレチノール当量を指す。1 µg RE=1 µg レチノール=6 µg β-カロテン

2. α-TE とは α-トコフェロール当量を指す。1 mg α-TE =1 mg α-トコフェロール当量

3. NE とはナイアシン当量を指す。ニコチン酸、ニコチンアミド、トリプトファンを含むナイアシンは、ナイアシン当量として表す。1 mg NE=60 mg トリプトファン

4. 中国の単位は、メートル法またはそれらの一般的な記号を使用して表すことができる。グラムは「g」、ミリグラムは「mg」、マイクログラムは「µg」で表すことができる。

表 3. カロリー及び栄養価の「0」と表示する条件

項目	「0」と表示する条件
カロリー値	この食品に含まれる 100 g 当たりの固体又は 100 ml 当たりの液体における栄養素含有量が 4 kcal 未満である。
タンパク質	この食品に含まれる 100 g 当たりの固体又は 100 ml 当たりの液体における栄養素含有量が 0.5 g 未満である。
脂質	
炭水化物	
ナトリウム	この食品に含まれる 100 g 当たりの固体又は 100 ml 当たりの液体における栄養素含有量が 5 mg 未満である。
飽和脂肪酸	この食品に含まれる 100 g 当たりの固体または 100 ml 当たりの液体における栄養素含有量が 0.1 mg 未満である。
トランス脂肪酸	食品 100 g 又は 100 ml の総脂肪含有量が 1.0 g 未満である、又は、食品 100 g 又は ml 当たりのトランス脂肪含有量が 0.3 g 未満である
糖類	この食品に含まれる 100 g 当たりの固体又は 100 ml あたりの液体における栄養素含有量が 0.5 g 未満である

表 3 の基準を満たしている場合、エネルギー、たんぱく質、脂肪、炭水化物、ナトリウム、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、及び糖類の栄養価は「0」と表示される場合がある。

サービング数及び栄養素の表示に関する要件は以下の通りである：

- (1) サービング数、1 日の当たりの基準値に対する割合、及び全てのラベル付き栄養素含有量のラベル表示には、整数又は小数点以下 1 桁の整数を使用することができる。
- (2) (2) 100 g(ml) 当たりの量が「0」とするラベル表示の基準を満たさない場合、1 食当たりのエネルギー又は栄養素の量のラベル表示には、小数点以下 2 桁の整数を使用することができる。
- (3) ビタミン及びミネラルのラベルにおいては、有効数字 3 桁を超えてはならない。
- (4) データ初期化は四捨五入法で実行する、または中国国家標準 CNS2925「特定の限界値において有意な部分を指定するための慣例」を参照する必要がある。

更に、消費者の食習慣又は食事パターン、及び食品の種類に基づいて、合計 18 種類の 카테고리について包装済み食品の各サービング参照量(重量または量)に関する手引きが提供されている。

○ 包装前面(FOP)表示

衛生福利部(MOH)は、2017 年 11 月 15 日に発表された「包装前面に記載する栄養表示に関する手引き」の中で消費者にとってより分かり易い栄養情報へのアクセスを可能とするための留意事項を示している。又この手引きでは、任意表示を推進するために 3 種類の類型が提示されている。

単位(1 食)当たり、主要項目、内容、及び1日当たりの基準値に対する割合がパッケージ表面に記載する栄養成分に含まれている。

- 類型 1 主要項目の 1 つであるエネルギーを提供。
- 類型 2 エネルギー、飽和脂肪酸、砂糖、ナトリウムの 4 つの主要項目を提供。
- 類型 3 エネルギー、飽和脂肪酸、砂糖、ナトリウムの 4 つの主要項目及び最大 2 つの任意の栄養表示を提供。

FOP の類型	類型 1	類型 2	類型 3
説明	FOP 類型 1 は食品の各サービングによって提供されるエネルギーを含み、1 日当たりの推奨エネルギー基準摂取量の割合に対して示される。	FOP 類型 2 は食品の各サービングによって提供されるエネルギー、飽和脂肪酸、砂糖、及びナトリウムを含み、推奨値の存在しない砂糖を除き、基準摂取量の割合に対して示される。	FOP 類型 3 は食品の各サービングによって提供されるエネルギー、飽和脂肪酸、砂糖、ナトリウム、及び最大 2 つの他の類型の任意栄養表示を含み、推奨値の存在しない砂糖を除き、エネルギー及び栄養素の 1 日当たりの基準摂取量の割合に対して示される。
図	<p>毎份(120 公克)</p> <p>熱量 500大卡 25%</p> <p>%: 毎日参考値百分比</p>	<p>毎份(120 公克)</p> <p>熱量 500大卡 25% 飽和脂肪 18公克 100% 糖 15公克 鈉 1000毫克 50%</p> <p>%: 毎日参考値百分比</p>	<p>毎份(120 公克)</p> <p>熱量 500大卡 25% 飽和脂肪 18公克 100% 糖 15公克 鈉 1000毫克 50% 膳食纖維 5公克 25% 鈣 240毫克 20%</p> <p>%: 毎日参考値百分比</p>

2. 栄養強調表示および健康強調表示

台湾では、食品に用いることができる強調表示が全部で 3 種類ある。

- 栄養強調表示
- 栄養機能強調表示
- ヘルスケア強調表示

○ 栄養強調表示

栄養強調表示には、栄養素含有量及び栄養素比較強調表示が含まれる。これらの強調表示は基準を満たしていれば許可され、「包装済み食品の栄養強調表示に関する規制」において定義されている栄養強調表示は、包装済み食品の栄養素含有量を示す記述的表現である。

栄養強調表示はさらに「適度な摂取」および「補足的な摂取」の 2 つのカテゴリーに分類される。

(1) 適度な摂取

カロリー、脂肪、飽和脂肪酸、コレステロール、ナトリウム、糖類、乳糖、トランス脂肪酸の過剰摂取は人々の健康に有害であるため、このような栄養素に関しては「適度な摂取」として表示されている。

これらの栄養素における「フリー」、「なし」、「ゼロ」等の強調表示に関する基準を表 4 に示し、また「低い」、「少量」、「薄い」、「少ない」、「わずかに含む」などの強調表示に関する基準を表 5 に示す。

表 4. 栄養強調表示の条件(「フリー」、「含まない」、又は「ゼロ」)

栄養素	固形(半固形)食品/100 g	液体食品/100 ml
エネルギー量	4 kcal 以下	4 kcal 以下
脂質	0.5 g 以下	0.5 g 以下
飽和脂肪酸	0.1 g 以下	0.1 g 以下
トランス脂肪酸	0.3 g 以下(飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の合計量は 1.5 g を超えてはならず、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸のエネルギー量は食品の総エネルギー量の 10%を超えてはならない。)	0.3 g 以下(飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の合計量は 0.75 g を超えてはならず、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸のエネルギー量は食品の総エネルギー量の 10%を超えてはならない。)
ビタミン A 及び D	5 mg 以下(飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の合計量は 1.5 g を超えてはならず、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸のエネルギー量は食品の総エネルギー量の 10%を超えてはならない。)	5 mg 以下(飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の合計量は 0.75 g を超えてはならず、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸のエネルギー量は食品の総エネルギー量の 10%を超えてはならない。)
ナトリウム	5 mg 以下	5 mg 以下
糖類	0.5 g 未満	0.5 g 以下
乳糖	0.5 g 以下	0.5 g 以下

注釈: 糖類とは「単糖類及び二糖類の総量」として定義される。

表 5. 栄養強調表示の条件(「低い」、「少量」、「薄い」、「少ない」又は「わずかな含有量」)

栄養素	固形(半固形)食品/100 g	液体食品/100 ml
エネルギー量	40 kcal 以下	20 kcal 以下
脂質	3 g 以下	1.5 g 以下
飽和脂肪酸	1.5g 以下(飽和脂肪酸のエネルギー量は、総エネルギー量の 10%を超えてはならない。)	0.75g 以下(飽和脂肪酸のエネルギー量は、総エネルギー量の 10%を超えてはならない。)
コレステロール	20 mg 以下(飽和脂肪酸は 1.5 g を超えてはならず、またそのエネルギー量は食品の総エネルギー量の 10%を超えてはならない。)	10 mg 以下(飽和脂肪酸は 1.5 g を超えてはならず、又そのエネルギー量は食品の総エネルギー量の 10%を超えてはならない。)
ナトリウム	120 mg 以下	120 mg 以下
糖類	5 g 以下	2.5 g 以下
乳糖 (乳製品のみ)	2 g 以下	2 g 以下

注釈: 1. 糖類とは「単糖類及び二糖類の総量」として定義される。

2. 乳製品は「哺乳類の乳から製造された乳製品及び食品」として定義される。

3. 「低ナトリウム」、「少量のナトリウム」、「薄いナトリウム」又は「わずかな含有量のナトリウム」と表示している食品には、カリウムの含有量を明確に表示する。「～より低減している」又は「～未満」と強調表示された食品(ナトリウム塩の減量/低減を除く)に関しても、その栄養素量及び比較対象食品との割合を明確に表示する。

(2) 補足的な摂取

食物繊維、ビタミン A、ビタミン B₁、ビタミン B₂、ビタミン C、ビタミン E、カルシウム、鉄等の栄養素の摂取不足は健康に影響を及ぼすため、そのような栄養素は「必要とされる補足的な摂取」の栄養強調表示において強調表示される。

「～より高い」又は「～より増加した」のように強調表示される食品も、その栄養素量及び比較対象食品の割合を明確に表示するものとする。非特定集団向けのさまざまな栄養素の「高い」、「豊富」、「強化」、「優れた供給源」等強調表示の基準が表 6 に記載されている。又、「1～3 歳の年齢区分」及び「妊婦及び授乳婦」を対象とした同様の強調表示の基準は表 7 及び表 8 に記載する。

表 6. 非特定集団のための栄養強調表示の条件(「高い」、「豊富な」、「強化」、又は「～の優れた供給源」)

栄養素	固形(半固形)食品/100 g	液体食品/100 mL	液体食品/100 kcal
食物繊維	6 g	3 g	3 g
ビタミン A	210 μ RE ⁽¹⁾	105 μ RE ⁽¹⁾	70 μ RE ⁽¹⁾
ビタミン B ₁	0.42 mg	0.21 mg	0.14 mg
ビタミン B ₂	0.48 mg	0.24 mg	0.16 mg
ビタミン C	30 mg	15 mg	10 mg
ビタミン E	3.9 mg α -TE ⁽²⁾	1.95 mg α -TE ⁽²⁾	1.3 mg α -TE ⁽²⁾
カルシウム	360 mg	180 mg	120 mg
鉄	4.5 mg	2.25 mg	1.5 mg

表 7. 1～3 歳の年齢区分における幼児のための栄養強調表示の条件(「高い」、「豊富な」、「強化」、又は「～の優れた供給源」)

栄養素	固形(半固形)食品/100 g	液体食品/100 mL	液体食品/100 kcal
食物繊維	6 g	3 g	3 g
ビタミン A	210 μ RE ⁽¹⁾	105 μ RE ⁽¹⁾	70 μ RE ⁽¹⁾
ビタミン B ₁	0.42 mg	0.21 mg	0.14 mg
ビタミン B ₂	0.48 mg	0.24 mg	0.16 mg
ビタミン C	30 mg	15 mg	10 mg
ビタミン E	3.9 mg α -TE ⁽²⁾	1.95 mg α -TE ⁽²⁾	1.3 mg α -TE ⁽²⁾
カルシウム	360 mg	180 mg	120 mg
鉄	4.5 mg	2.25 mg	1.5 mg

表 8. 妊婦及び授乳婦のための栄養強調表示の条件(「高い」、「豊富な」、「強化」、又は「～の優れた供給源」)

栄養素	固形(半固形)食品/100 g	液体食品/100 mL	液体食品/100 kcal
食物繊維	6 g	3 g	3 g
ビタミン A	180 μ RE ⁽¹⁾	90 μ RE ⁽¹⁾	60 μ RE ⁽¹⁾
ビタミン B ₁	0.33 mg	0.17 mg	0.11 mg
ビタミン B ₂	0.36 mg	0.18 mg	0.12 mg
ビタミン C	33 mg	16.5 mg	11 mg
ビタミン E	4.2 mg α -TE ⁽²⁾	2.1 mg α -TE ⁽²⁾	1.4 mg α -TE ⁽²⁾
カルシウム	130 mg	150 mg	100 mg
鉄	13.5 mg	6.75 mg	4.5 mg

さまざまな栄養素の「供給源」、「提供」、「含有」などの強調表示に関する非特定集団に対する基準を表 9 に記載している。また、「1～3 歳の年齢区分」および「妊婦および授乳婦」を対象とした同様の強調表示の基準は表 10 及び表 11 に記載する。

ただし、以下の表 12 に記載されている食品については、栄養素の生理学的機能を説明する強調表示及びに栄養成分の表示における栄養の「高、豊富、強化、優れた供給源、提供、含有など」といった栄養強調表示をおこなうことが許可されていない。

表 9. 非特異的集団のための栄養強調表示の条件(「～の供給源」、「～を供給する」、又は「～を含む」)

栄養素	固形(半固形)食品/100 g	液体食品/100 ml	液体食品/100 kcal
食物繊維	3 g	1.5 g	1.5 g
ビタミン A	105 μ RE ⁽¹⁾	52.5 μ RE ⁽¹⁾	35 μ RE ⁽¹⁾
ビタミン B ₁	0.21 mg	0.11 mg	0.07 mg
ビタミン B ₂	0.24 mg	0.12 mg	0.08 mg
ビタミン C	15 mg	7.5 mg	5 mg
ビタミン E	1.95 mg α -TE ⁽²⁾	0.98 mg α -TE ⁽²⁾	0.65 mg α -TE ⁽²⁾
カルシウム	180 mg	90 mg	60 mg
鉄	2.25 mg	1.13 mg	0.75 mg
ヨウ素	12 ppm (また、「食品添加物の仕様、範囲、適用および制限に関する基準」に対応するものとする。)		

表 10. 1～3 歳の年齢区分に対象者のための栄養強調表示の条件(「～の供給源」、「～を供給する」、又は「～を含む」)

栄養素	固形(半固形)食品/100 g	液体食品/100 ml	液体食品/100 kcal
食物繊維	3 g	1.5 g	1.5 g
ビタミン A	60 μ RE ⁽¹⁾	30 μ RE ⁽¹⁾	20 μ RE ⁽¹⁾
ビタミン B ₁	0.09 mg	0.05 mg	0.03 mg
ビタミン B ₂	0.11 mg	0.05 mg	0.04 mg
ビタミン C	6 mg	3 mg	3 mg
ビタミン E	0.75 mg α -TE ⁽²⁾	0.38 mg α -TE ⁽²⁾	0.25 mg α -TE ⁽²⁾
カルシウム	75 mg	37.5 mg	25 mg
鉄	1.5 mg	0.75 mg	0.5 mg

表 11. 妊婦および授乳婦のための栄養強調表示の条件(「～の供給源」、「～を供給する」、又は「～を含む」)

栄養素	固形(半固形)食品/100 g	液体食品/100 mL	液体食品/100 kcal
食物繊維	3 g	1.5 g	1.5 g
ビタミン A	90 μ RE ⁽¹⁾	45 μ RE ⁽¹⁾	30 μ RE ⁽¹⁾
ビタミン B ₁	0.17 mg	0.08 mg	0.06 mg
ビタミン B ₂	0.18 mg	0.09 mg	0.06 mg
ビタミン C	16.5 mg	8.25 mg	5.5 mg
ビタミン E	2.1 mg α -TE ⁽²⁾	1.05 mg α -TE ⁽²⁾	0.7 mg α -TE ⁽²⁾
カルシウム	150 mg	75 mg	50 mg
鉄	6.75 mg	3.38 mg	2.25 mg

表 4～9 に関する脚注:

1. RE はレチノール当量ことで、1 μ g RE=1 μ g レチノール=6 μ g β -カロテンとなる。
2. α -TE は α -トコフェロール当量のこと、1 mg α -TE=1 mg α -トコフェロールとなる。
3. 「ヨード添加塩」、「ヨード添加塩含有」、「ヨード添加塩付加」又は同義語が強調表示として記載されている包装済み塩製品は 12 ppm を超えるだけでなく、「食品添加物の仕様基準、範囲、用途、及び制限」に対応している。さらに、目立つ場所に「本塩製品は必要な栄養素であるヨウ素を含むが、ヨード過剰による甲状腺機能亢進症と診断されている者及びアイソトープ治療(I-131 内用療法)を受けている者には適用

されない」という注意書きを記載する必要がある。

表 12. 「高」、「豊富」、「強化」、「優れた供給源」、「供給源」、「提供」、「含有」等、「補足的な摂取」に関する栄養強調表示をすることが許可されていない食品

- **栄養強化したスナック食品**
 - ・ ー米菓、膨潤および圧搾製品
 - ・ ー調理済み及び乾燥させた野菜及び果物
 - ・ ー種子製品
 - ・ ー核果製品
 - ・ ー豆製品
 - ・ ーシーフードスナック

- ソーダ水及び製品中の総カロリーのうち 10%以上の糖質を含むコーラ
- **食品栄養添加物を添加したキャンディー(チューインガム、表 2)に指定された砂糖の量に関連する規定に従うバブルガムを除く)**
 - ・ ーハードキャンディー
 - ・ ー柔らかい形態の菓子製品
 - ・ ー調理済み冬瓜、調理済みパパイヤキャンディー、調理済みサツマイモ
 - ・ ーチョコレート
 - ・ ー口腔アロマ用キャンディー
 - ・ ーその他のキャンディー

- **調味料製品**
 - ・ ー乾燥粉末製品
 - ・ ー味噌及び発酵黒豆
 - ・ ードレッシングオイル製品
 - ・ ードレッシング製品(大量使用)
 - ・ ーディッピング・ソース (少量使用)
 - ・ ーハラタケ科のキノコのソース及び黒コショウソース
 - ・ ースパゲティ・ソース
 - ・ ー砂糖製品(固形及び液状)
 - ・ ー化学調味料(MSG)としてのうま味調味料
 - ・ ーガーリック炒めとエシャロット炒め
 - ・ ー八角及び粉末香辛料
 - ・ ーキンモクセイソース
 - ・ ーその他の調味料

- **塩漬け及び調理済み野菜**

- **MOHW に指定されたその他の食品**